

再意見書

平成 24 年 3 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちやうにちやうめ ほんち
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしゃとーかい
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひやうとりしまりやくしやちやう ときた かつひこ
代表取締役社長 鷗田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年1月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

再意見提出者 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

分類	該当部分	当社再意見
未利用芯線の扱い	<p>現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って芯線利用率が低下の一途を辿り(平成22年度末の芯線利用率 NTT東殿:34.6%、NTT西殿:37.1%)、解消の見込みは無い状況となっており、その結果、増大する未利用芯線分コストを接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっております。この芯線利用率の悪化については、ユニバーサルサービス維持が要因の1つと考えられますが、全国あまねく提供することを確保しているユニバーサルサービス(加入電話)と、余剰設備がある場合に限って提供されるドライカップ等の接続事業者サービスでは、根本的にサービス提供の前提が異なるため、必ずしも全ての未利用芯線コストをドライカップ等の算定コストの対象とすることは適切ではないと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>メタルの未利用回線の扱いに関しては、現在の利用実態を見ると、未利用の回線が多数存在しており(2010年度末の未利用芯線率 NTT東:65.4%、NTT西:62.9%)、年々増加傾向にあることに留意すべきです。これらの未利用回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えますが、基本的に接続事業者は使用することのない回線であり、当該回線に係るコストが接続料上昇の最大の要因となっていることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように取扱っていくべきか早急に検討すべきです。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>各社意見に賛同いたします。</p> <p>メタル回線の芯線利用率が減少し続けている状況において、ユニバーサルサービスの提供を担保するために、接続事業者が利用することの無いメタル回線のコストを接続料に算入することの妥当性、適正性について早急に検証・検討を進めることが必要と考えます。</p>

分類	該当部分	当社再意見
メタルの耐用年数	<p>現行のメタルケーブルの法定耐用年数13年については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、メタル回線の経過年数別構成、残価率等の報告がNTT東西殿に求められていることから、透明性を確保したうえで検証を行い、土木設備と同様に利用実態に即した耐用年数の見直しを早期に行うべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在します。利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しをすべきであり、現行の算定方法においても対応可能であることから、直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>平成 23 年度当該接続料算定につきましては、算定対象となる平成 21 年度の NTT 東西殿会計処理において、土木設備の耐用年数の適正化(27 年→50 年)が図られました。しかし、架空メタルケーブル、地下メタルケーブルにつきましては、現状でも適正化が図られておらず、現状の利用状況に応じた法定耐用年数の適正化が平成 23 年度会計において実施されることが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>各社意見に賛同いたします。</p> <p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」といいます。)はメタル回線の減価償却について法定耐用年数 13 年を採用して会計処理を行っていますが、実際には 13 年を超えて利用されているメタル回線も多く存在していると考えられます。よって、NTT 東西は広く検証ができる形でメタル回線の利用実態を明らかにし、経済的耐用年数への変更等、早急に耐用年数の見直しを検討する必要があります。</p>

分類	該当部分	当社再意見
メタル回線と光ファイバ回線の配賦方法	<p>施設保全費におけるメタル/光の配賦方法については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申におけるNTT東西殿に対する要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、費用配賦に用いた比率を算定するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法や、項目毎の費用及び費用配賦に用いたドライバ等の報告が求められていることから、これら情報の透明性を確保した上で、メタルの経済的効用の低下も勘案して、光への配賦の比重が過少と なっていないか検証することが必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>イー・アクセス株式会社の意見に賛同いたします。</p> <p>施設保全費はメタル回線と光ファイバ回線の芯線長比やケーブル長比等でコストが配賦されていますが、その費用配賦の妥当性については十分な情報開示の下で検証を行うことが必要です。</p>

以上